

救急員等認定証の有効期間について

令和2年3月から、認定証を交付する救急法の救急員、水上安全法と雪上安全法の救助員、健康生活支援講習と幼児安全法の支援員を養成する講習を中止しております。

令和3年4月1日から令和5年3月31日の間に現在お持ちの資格が満了となる方は、令和6年3月31日までは、満了後も資格は有効とみなします。

なお、お持ちの資格の養成講習再開後は速やかに当該講習を受講願います。

令和4年2月28日

日本赤十字社北海道支部